

<日本>



知的財産に関する水際取締りの現状

弁理士(東京税関知的財産センター出向中)

長坂 剛人

まず、本稿において意見にわたる部分は個人的見解である点にご留意いただきたい。その上で、知的財産に関する水際取締りの現状については、平成30年3月2日に「平成29年における知的財産侵害物品の差止実績」が報道発表されていることから、その詳細・資料(以下、単に「資料」という。)に基づいてどのようなことが読み取れるのか、考察してみたい。なお、水際取締りには輸出も含まれるが、本稿では特に輸入について取り上げる。

資料中の「知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移」によれば、輸入差止件数(税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数)は、直近4年で、平成26年32,060件、平成27年29,274件、平成28年26,034件、平成29年30,627件と、3万件前後で推移している。これに対し、輸入差止点数(税関が差し止めた知的財産侵害物品の数)は、直近4年で、平成26年89.6万点、平成27年69.0万点、平成28年62.3万点、平成29年50.7万点と、半減といっても過言でないほど減少している。これは、輸入申告又は郵便物1件あたりに含まれる知的財産侵害物品の点数が減少、換言すれば小口化が進んでいるものと想定され、越境電子商取引の進展に伴い、個人消費者への直接発送のような個人使用目的の輸入が増加している問題と無縁でないだろう。

実は、模倣品・海賊版の個人輸入規制の検討は、過去の知的財産推進計画(2003～2007)にも盛り込まれていたが、法的規制には至らなかったという経緯がある。知的財産推進計画2018においては、施策の方向性の一つとして「越境電子商取引の進展に伴う模倣品・海賊版の流入増加へ対応するため、個人使用目的を偽装して輸入される模倣品・海賊版を引き続き厳正に取り締まるとともに、特に増加が顕著な模倣品の個人使用目的の輸入については、権利者等の被害状況等及び諸外国における制度整備を含めた運用状況を把握しつつ、具体的な対応の方向性に

ついて検討する。」(2.(2)④模倣品・海賊版対策)旨が示されており、これを機に権利者側からの積極的な関与が望まれる。

また、資料中の「知的財産別輸入差止実績構成比の推移」によれば、輸入差止件数の割合は、直近2年で、平成28年の上位2つが商標権98.2%・著作権1.2%、平成29年の上位2つが商標権98.0%・意匠権1.0%と、圧倒的に商標権侵害物品が占めている。これに対し、輸入差止点数の割合は、直近2年で、平成28年の上位2つが商標権65.7%・特許権29.8%、平成29年の上位2つが商標権61.8%・26.7%と、特許権侵害物品・意匠権侵害物品の割合が増加している。これは、輸入申告又は郵便物1件あたりに含まれる特許権侵害物品・意匠権侵害物品の点数が多い、換言すれば水際取締りの効果は特許権・意匠権の方が高いものと想定される。もっとも、税関が何の情報もなく、特許権・意匠権の侵害疑義物品を発見し、特許権侵害物品・意匠権侵害物品と判断するのは容易でなく、権利者による輸入差止申立てが不可欠である。なお、輸入差止申立ては、税関に対し、差止対象品が輸入された場合には知的財産侵害物品に該当するか否かを認定する手続を執るよう申し立てるもので、知的財産侵害物品に該当すると認定された場合には、裁判上の手続によらずに没収処分が課され得るという強力な行政的救済手段につながるものである。

この点、資料中の「輸入差止申立て件数」によれば、平成29年12月31日の時点で、商標権368件に対し、特許権17件、意匠権107件と、特許権・意匠権の輸入差止申立て件数が少ない印象を受ける。確かに、輸入差止申立てには、侵害の事実を疎明するための資料が必要とされており、特許権・意匠権の輸入差止申立てにおいては特に充実したものを求められることが多い。しかしながら、意匠権の輸入差止申立て件数は前年比で21.6%増加しており、意匠権に関しては権利者・税関双方の力の入れ様が伺われる。特許権に関しても日用品の構造のようなものであれば、侵害の事実を疎明するための資料も比較的作成しやすいのではないだろうか。特許権・意匠権も含め、輸入差止申立て制度のさらなる活用が期待される。

なお、税関では、輸入差止申立ての制度説明を含め、事前相談に応じている。事案に即した助言も期待でき、模倣品の存在を把握したような場合には、書類作成前に積極的に利用されることをお勧めする。